

令和3年第4回喬木村議会定例会

本会議（一般質問通告書）

令和3年12月12日（日）

令和3年 第4回喬木村議会定例会一般質問

令和3年12月12日 午前9時00分開議

会場：喬木村役場 議場

順序	氏名	質問事項
1	後藤 澄壽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○英語嫌いの児童・生徒へどのように対応していくのか</li> <li>○コロナ禍によって、全国的に小中学校の児童生徒の不登校が増えたといわれるが喬木村の実態はどのようなもので、こうした児童生徒にどのような支援を行っていくのか</li> </ul>
2	櫻井 登	<ul style="list-style-type: none"> <li>○村営単独住宅が「賃貸から譲渡」へ転換※1されたメリットについて</li> <li>○空き家の土地・建物を村が取得をし「村営単独住宅建設の促進、再開発」について</li> <li>○定住促進と人口確保に関する人口1%取り戻しについて</li> </ul> <p>※1 「賃貸から譲渡」へ転換とありますが、議員個人の認識であり、村では従前の運用に変更ありません。</p>
3	木下 温司	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運動公園周辺の整備について</li> <li>○通学路の合同点検に見る今後の対策について</li> </ul>
4	下平 貢	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後の観光事業の展望について</li> </ul>
5	小川原美智穂	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時要配慮者の避難支援について</li> </ul>
6	福澤 一成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少子高齢化、人口減少対策について</li> </ul>

令和3年11月19日

## 一般質問通告書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤章人 殿

喬木村議会議員 後藤澄壽

質問事項 1	英語嫌いの児童・生徒へどのように対応していくのか
質問の趣旨	英語が好きな生徒の英語力を向上させる取組みとともに必要になる英語の嫌いの生徒への対応について質す
質問要旨と質問	<p>文部科学省の調査によれば、調査対象の小学校6年生の約3割が「英語は好きとは言えない」と答えたという。また民間の調査結果でも、おおむね同様の結果が得られているとのことである。</p> <p>1-1 喬木村の英語嫌いの児童生徒の現状について</p> <p>(1) 小学校では、最近新たに英語が教科になったが、喬木村の現状はどのようなものか。 英語が好きと答える児童と、好きとは言えないと答える児童の割合はどうなっているか。 また英語嫌いの児童にどのように対応しているのか。</p> <p>さらに、「中学校で英語が嫌いになった」という生徒の声も少なくないという。</p> <p>(2) 中学校で英語が得意・好きと答える生徒と不得意・嫌いと答える生徒の割合はどうなっているか。 また英語嫌いの生徒にどのように対応しているのか。</p> <p>1-2 英語が不得意・嫌いと答える児童・生徒への今後の対応について</p> <p>(1) 今後、小学校の英語嫌いの児童にどのように対応していくのか。</p> <p>(2) 今後、中学校の英語嫌いの生徒にどのように対応していくのか。</p>

質問事項 2	コロナ禍によって、全国的に小中学校の児童生徒の不登校が増えたといわれるが喬木村の実態はどのようなもので、こうした児童生徒にどのような支援を行っていくのか。
質問の趣旨	コロナ禍によって、全国的に小中学校の児童生徒の不登校が増えたといわれるが、喬木村の実態と、こうした児童生徒に対する支援について質す。
質問要旨と質問	<p>2-1 喬木村の小中学校の児童生徒の不登校の実態について</p> <p>文部科学省の調査によると、昨年度、30日以上登校せず不登校とみなされた小中学校の児童生徒は、約196,000人で前年度より8.2%の増加とのことである。</p> <p>(1) 昨年度の喬木村の小中学校の不登校の児童生徒数は、何人であったのか。また今年度は、今までに、何人で、その主な理由はどのようなものか。</p> <p>2-2 不登校の児童生徒に対する支援について</p> <p>文部科学省は、「不登校児童への支援の在り方について」という通知文を出し、「不登校児童生徒への支援については、不登校になった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、関係機関が情報を共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定すること」と通知している。</p> <p>(1) 喬木村では、今までに、不登校の児童生徒に対してどのような支援を行ってきたのか。</p> <p>(2) 喬木村では、今後、不登校の児童生徒に対して、どのような支援をし、また新たに不登校にならないために、どのような支援を行っていくのか。</p>

令和3年 11月 19日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議員 櫻井登

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>村営単独住宅が「賃貸から譲渡」へ転換されたメリットについて  <span style="color: red;">※1</span>  <span style="color: red;">※1 議員個人の認識であり、村では従前の運用に変更ありません。</span></p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>入居者と村が合意点に至ったメリットは、今後の村営単独住宅建設に活かすべきでは</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>1-1 村営単独住宅が「退去から譲渡」或いは「賃貸借から譲渡」へ転換された場合の入居者及び村の双方のメリットはどのようなものか。</p> <p>1-2 「定住促進と人口確保」の手段として、住み慣れた生活拠点の永住的な観点から「譲渡を受ける」ことは「入居者の利益と福祉を増進する」ことに繋がる。メリットを活かした村営単独住宅を建設当初プランにより「賃貸借から暫定期限後の譲渡」を固定化した入居条件の村営単独住宅の建設は検討できないものか。          村の見解はいかがか、お訊ねしたい。</p>

<p>質 問 事 項 2</p>	<p>空き家の土地・建物を村が取得をし「村営単独住宅建設の促進、再開発」について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>「空き家の課題解消策」として空き家活用のほか、村営単独住宅建設に振り向けた取り組みも必要</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>2-1 村営単独住宅建設用地として、空き家の販売や賃貸借活用が困難な場合、空き家の土地・建物を村が取得をし「村営単独住宅建設の促進、再開発」とする「空き家活用以外の方法に対応した村営単独住宅の建設」を考えるが、村の見解をお訊ねしたい。</p>

質 問 事 項 3	定住促進と人口確保に関する人口1%取り戻しについて
質 問 の 趣 旨	「人口1%取り戻し」の具体策として「賃貸借から暫定期限後、譲渡の定住率100%住宅」は公共政策の移住定住政策に位置付けられる
質問要旨と質問	3-1 「人口1%取り戻し」の具体策として「賃貸借から暫定期限後譲渡の定住率100%住宅」とする村営単独住宅建設を、年間3棟5年間（国勢調査期間に準じ）建設すると移住定住者が60～70名が見込まれ、社会増となる。（人口の1%を取り戻すことができるが社会減と相殺されて人口は横ばいとなる。＝人口維持）近い将来、新しい高速交通網による生活環境の変化に対応する村営単独住宅建設の検討が必要かと考えるが、村の見解をお訊ねしたい。

令和 3 年 12 月 1 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議員 木下 温司

質問事項 1	(質問するテーマ) 運動公園周辺の整備について
質問の趣旨	運動公園に併設する、バスケットコートが荒廃した現状から、有効利用に関して今後の対策について
質問要旨と質問	<p>1-1 統合保育園の開園に伴い、防犯・景観上整備の一つとして、見守りと人の交流ができる施設が必要と考えますが、村としてどのように整備されるのか、活用についてのお考えをお聞きます。</p> <p>1-2 中学生・小学生から頂いた意見を参考にカフェ等の設置に関する意見が出されていますが、村としてのお考えをお聞きます。</p> <p>1-3 喬木村内の飲食店の現状から、村の観光施設に食文化を加えることにより新たな喬木村の魅力が増すのではと考えますが、お考えをお聞きます。</p> <p>1-4 村内の食材を使った喬木村ならではの食の提供は、野菜等特産品の栽培等、新たな農産物加工品の開発にもつながると考えます、歴史文化に加え、食文化へのつながりについてお考えをお聞きます。</p> <p>1-5 周辺は椋先生が愛した故郷の風景が広がる場所、旅の皆さんも施設を拠点にハイキングを楽しめる場所、村の観光情報発信の拠点としても必要と考えるが村のお考えをお聞きます。</p>

<p>質 問 事 項 2</p>	<p>(質問するテーマ) 通学路の合同点検に見る今後の対策について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>子どもたちの通学路の安全対策について、調査の結果に基づき今後どのように対応していくのか。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>2-1 危険箇所数、対先必要箇所の現状についてお聞きします。  2-2 場所や状況によって危険度が違うと思うが、運転者、見守り等それぞれの対策について具体策等について伺います。  2-3 空き家等のブロック塀の持ち主への注意勧告について伺います。  2-4 安全対策について今後の対策について伺います。</p>

令和3年12月1日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議員 下平貢

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>今後の観光事業の展望について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>コロナの影響により停滞した観光産業を立て直し活性化していく為に村の出来ることは何か。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>1. コロナの影響で、いちご狩りを始め様々な事業が休業へと追い込まれた。職員も1人減員となった。手数料収入の一番大きいいちご狩りが休園したことはNPOたかぎの経営に大きく影響したことは間違いないが、今後再開するにあたっては、第6波への懸念をはじめ、益々自分たちの負担が増えるのではないかと不安がある。今までも相応の費用負担をする中で事業を維持、継続してきたが、いちご狩りとしては果して事業遂行に対する十分な対価が得られていたのかは疑問視するところもある。費用負担の適正化を求めると共に、今後事業を再開し参加農家が自身の事業経営に専念できる体制を構築しないと、今後の組織としての継続が難しくなるのではないかと危惧される。指導的影響力を保ってきた村としては、そこをしっかりと理解をして、今後の事業展開につなげていくことが重要と考える。総体的に、すべての部署でマンパワーが不足していると感じる。事業全体を把握し日々の事業を取り仕切ったり、対外的な対応や、事業創出、展開などを目的とした職員の増員、育成が急務と捉えているが如何か。</p> <p>2. これまでのNPOたかぎは、参加団体の事業支援という形で、いわば補佐的な立ち位置で、参加している事業団体の自立を目的に</p>

事業の殆どを構成員に委ねてきた経過がある。しかしながら、そのスタンスでは今後の更なる飛躍は望めないし、延いてはこの村の観光産業の発展には到底繋がらないように思えてならない。

リニア、三遠南信による経済効果をこの村として最大限取り入れていくための組織やインフラ整備の実施計画に着手していかなければならない時期が来ていると考える。かつてこの村は農業立村と言われた時期があった。確かにこれからもそうなのかもしれないが、今後はそれらを最大限活かした観光立村としなければ取り残されていくのではないかと懸念する。

村として観光事業の進め方と、今後のNPOの立ち位置をどう飛躍させていくのか。戦略的に事業遂行できる組織にして行かなければならない時期が来ていると感じる。

これには、村として積極的な介入が不可欠だと感じる。

村の見解をお伺いする。

3. 小さな拠点作り構想を今後どの様な絵を描き進めていくのか。
- 村の玄関口となる交流センター周辺の開発については、いよいよ具体的な絵を示していく時期がきていると感じる。交流センターという建物や、維持管理組織であるNPOたかぎ、そして村を含めその関わりや立ち位置を明確にし、持続可能な村づくりに向けた施策に繋がり、更には住民が夢を託せるような地域にしていかなければならないと感じる。
- 南信州広域連合という広域的観点から今後の投資を考えていく。といった回答をよく頂く。宿泊は村外に。道の駅も隣の村に。病院も天竜川の対岸に。大きなショッピングエリアも飯田市にある。だからこの村は充実している。果してそれが住民が目指しているこの村の姿だろうか。
- 様々な産業や事業が参入し、多くの人々が行き交う総合的な地域としていくことが重要ではないかと感じる。商業施設や工業施設なども複合的に混在する中に、村民が憩いを求められる様な公園的位置づけも大切かと思う。
- 果して、どういった姿を目指していくのか。村の見解をお伺いする。

令和 3年12月 1日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 様

喬木村議会議員 小川原 美智穂

質問事項 1	災害時要配慮者の避難支援について
質問の趣旨	災害発生時、要配慮者の避難支援は、当事者や家族に寄り添ったものである必要があるが、当村の施策は要配慮者や家族の意向や地域の実情にあった配慮がされているのか。
質問要旨と質問	<p>昨今の異常気象に伴う集中豪雨等の自然災害や南海トラフ地震などの大規模な震災が予測されており、インフラ整備などの災害対策とともに、要配慮者を迅速に安全な場所へ避難させ命を守ることとても大事な災害対策の一つです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国で定められている要配慮者の人数を、当村としてどのくらい数とみているのか。</li> <li>2. 要配慮者の受入体制は、十分であるのか。</li> <li>3. 避難行動要支援者の個別避難計画を、どう避難行動支援につなげていくつもりであるのか。</li> </ol>

令和 3 年 12 月 3 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 後藤 章人 殿

喬木村議会議員 福澤一成

質 問 事 項 1	少子高齢化、人口減少対策について
質 問 の 趣 旨	住み続けられる環境整備
質問要旨と質問	<p>1―① 村政懇談会についてお伺いを致します。</p> <p>二年ぶりに村政懇談会が開催され、村長をはじめ、職員の方々には日程的にも厳しい中、夜間での開催大変お疲れ様でした。様々なご意見やご要望が寄せられたことと思います。日程が終了したばかりで、内容を精査、検討中とは思いますが、懇談会での村民の村政に対する期待や受け止めのご様子、課題等お聞かせいただきたい。</p> <p>1―② 高齢者支援についてお伺いたします。</p> <p>高齢者のお一人暮らしや高齢ご夫婦の方々等の通院、買い物の外出支援についてですが、高齢の方々の中にはバス停や幹線道路までも行かれない方や、公共交通機関だけでは不便や不安を感じている方などいらっしゃると思います。いずれも方々も我慢をされていて、声をあげられないでいらっしゃると思います。</p> <p>こうした皆さんへの支援サービス事業拡充は今後ますます必要と思われませんが、介護予防・生活支援サービス事業について現在のご利用状況、問題点、今後の周知を含めた事業展開の見通しをお伺いたします。</p> <p>1―③ 担い手不足に対する取り組みについて。</p> <p>各分野での担い手不足はますます深刻な状況となっておりますが、若い世代の皆さんに村に興味を持って頂くこと、将来の希望を感じてもらえることがまずは必要かと思っております。</p>

- 1) 過日、喬木第一小学校6年生の皆さんとの懇談で喬木村の問題点や良い事、将来についての発表を伺いました。皆さん一生懸命研究をされていて私も勉強になりました。こうした取り組みの継続が村への興味を持ってもらうのに大切だと思います。又研究をまとめた資料等があれば地域の皆さんとのふれあいづくりにも役立ち、生徒さんの地元への興味も更に増すものと思いますがいかがでしょうか。
- 2) 「喬木には住みたいが就職先が見つからないのであきらめる」といった声をお聞きすることがあります。もしご本人が地元で活躍できる環境を知らずいたら大変残念なことです。村としてこうした皆さんに就職に関する情報提供を出来ないかお伺いを致します。

1-④ 住みたいと思える村づくりについてお伺いいたします。

毎年各地区より道路、水路等の建設の要望があげられ、行政ではその一つ一つに計画的に対応をされており、大変ありがたく感じております。

北地区における住宅開発をはじめ、下段地域は総合計画で宅地ゾーンとなっておりますが、新たに住宅をお考えの方や転入を希望される方々が住みたいと思って頂け、高齢者にとっても安心出来るように、地域内外を結ぶ安全な道路、水路、安心して利用できる公園等魅力ある環境整備が必要かと思っております。今後の小さな拠点整備の取り組みについてお考えはいかがでしょうか。